

彩幸地域包括支援センター 利用料金

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用料金)

介護予防支援に関するサービス利用料については、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者様の自己負担はありません。

但し、ご契約者様の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。

- 介護予防支援費 431単位/月
- 初回加算 300単位/月
- 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月

※ 地域区分別1単位の単価 10.21円

(介護予防ケアマネジメントC)

介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料については、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者様の自己負担はありません。

但し、ご契約者様の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。

- 介護予防ケアマネジメント費 431単位/月

※ 地域区分別1単位の単価 10.21円